

休日急患当番医

●秩父都市医師会

【休日急患対応】

まずは休日診療所または在宅当番医療機関を受診してください。

【救急告示医療機関】

重症救急患者優先のため、軽症と思われる場合にはお待ちいただくことがあります。

秩父都市医師会休日診療所 【診療時間：午前9時～午後6時】		在宅当番医療機関 【診療時間：午前9時～午後6時】		【診療時間：午前8時30分～翌日午前8時30分】 ※午後6時以降は必ず電話で確認の上受診してください	
2月11日	休日診療所(内・小) 熊木町 ☎23-8561	秩父生協病院(内) 阿保町 ☎23-1300		2月11日	
13日		小鹿野中央病院(内) 小鹿野町 ☎75-2332		13日	秩父市立病院 桜木町 ☎23-0611
20日		金子医院(内) 皆野町 ☎62-0039		20日	
23日		長瀬医新クリニック(内) 長瀬町 ☎66-1000		23日	秩父病院 和泉町 ☎22-3022
27日		小鹿野中央病院(内) 小鹿野町 ☎75-2332		27日	秩父市立病院 桜木町 ☎23-0611
3月6日		あいおいクリニック(内・消内) 相生町 ☎26-7001		3月6日	皆野病院 皆野町 ☎62-6300
13日		小鹿野中央病院(内) 小鹿野町 ☎75-2332		13日	秩父市立病院 桜木町 ☎23-0611

※平日、休日の救急医療体制については秩父都市医師会の☎でもご確認いただけます。

※医療機関の都合で変更になることがあります。秩父消防本部(☎21-0119)にご確認ください。

平日夜間急患対応

平日夜間小児初期急患対応

土曜夜間急患対応

午後6時以降は必ず電話で確認の上受診してください			【診療時間：午後7時30分～10時】祝日は行いません 必ず電話で確認の上受診してください			午後6時以降は必ず電話で確認の上受診してください (一般、小児共通)		
月曜	皆野病院	皆野町 ☎62-6300	月曜	あいおいクリニック 本町 ☎25-2711		2月12日	皆野病院	
火曜	秩父市立病院	桜木町 ☎23-0611	火曜	秩父市立病院	桜木町 ☎23-0611	19日	秩父市立病院	
水曜	秩父病院	和泉町 ☎22-3022	水曜	秩父病院	和泉町 ☎22-3022	26日	皆野病院	
木曜	秩父市立病院 ※2/17・3/10は 皆野病院	桜木町 ☎23-0611 (皆野町 ☎62-6300)	木曜	秩父市立病院 ※2/17は南須原医院(長瀬町 ☎66-2038) ※3/10はヨコゼ診療所(横瀬町 ☎23-3311)	桜木町 ☎23-0611	3月5日	秩父市立病院	
金曜	秩父市立病院	桜木町 ☎23-0611	金曜	秩父市立病院	桜木町 ☎23-0611	12日		

新型コロナウイルス感染症かも？と不安な時の医療機関の受診について

発熱や倦怠感など新型コロナウイルス感染症のような不安な症状がある場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関に事前に電話で相談し、医師の判断に従って受診してください。

どこの医療機関を受診するべきか分からない場合や不安な場合は【埼玉県受診・相談センター】☎048-762-8026(午前9時～午後5時30分、月～日・祝日を含む)あるいは【県民サポートセンター】☎0570-783-770(24時間・年中無休)へ相談してください。

埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム

「埼玉県指定 診療・検査医療機関」とは、埼玉県内の医療機関で新型コロナウイルスとインフルエンザ両方の診療・検査を行うことができる医療機関です。埼玉県が医療機関を指定し☎で公表しています。

発熱した時にどの医療機関に相談するか迷ったら、この検索システムで近隣の医療機関をご確認ください。



埼玉県の救急電話相談

お医者さんに行くべきか迷ったら、まず相談！

埼玉県の救急電話相談は、24時間年中無休で対応しています。突然のけが・体調不良などのときに、家庭での対処方法や、すぐを受診するべきかを相談できます。医師や看護師等が相談員となり、アドバイスしてくれますので、お気軽にお電話してください。

電話番号 **#7119 (シャープ7119番)**
※NTTブッシュ回線、ひかり電話、携帯電話の場合
048-824-4199
※ダイヤル回線、IP電話、PHSの場合

【利用上お願い】

埼玉県救急電話相談は医療行為ではなく、電話でのアドバイスにより、相談者の判断の参考としていただくものです。あらかじめご理解の上、ご利用ください。

埼玉県精神科救急情報センター

夜間・休日において、精神疾患を有する方やその家族などから緊急的な相談を電話で受け付けます。

電話番号 **048-723-8699**
(ハローキューキュー)

受付時間 平日(月～金曜)：午後5時～翌午前8時30分
休日(土曜・日曜・祝日)：午前8時30分～翌午前8時30分